

第7章 計画の推進体制

1 計画の進行管理

(1) 推進体制の整備

計画の着実かつ効果的な推進を図るため、市役所内及び社会福祉協議会の関係各課の連携を強化するとともに、行政の個別計画の進捗状況を確認し、整合性を図りながら毎年度の進捗管理を行います。

(2) 市民、地域との連携

本計画を推進していくため、社会福祉協議会、民生委員・児童委員や自治区、地域活動団体、サービス事業者、企業等との連携を図ります。そのためには本計画の理念や方向性等を共有する必要があることから、重点取組の立上げに係る協議などにより、本計画を広く市民に周知します。

2 計画の評価体制

行政の地域福祉計画に基づく取組の進捗状況の定期的な確認を行うとともに、行政の取組については豊田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会に、社会福祉協議会の取組については（仮称）豊田市地域福祉活動推進委員会に、活動内容や成果を毎年報告し、市民視点、専門的視点から進捗状況を評価した上で、施策のより効果的な推進に役立てるとともに、事業の見直しなどを行います。